

平塚市
子ども・子育て支援事業計画
中間年見直し版

いきいき子育て のびのび子育て ちいきで育む

いのちきらめく 我がまち ひらつか

平成30年2月

平 塚 市

目次

序章 中間年の見直しについて

- 1 見直しの趣旨と国の動向 1
- 2 見直し事項 2
- 3 追加事項 2

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画の位置づけ 3
- 2 計画期間 4
- 3 計画の中間年の見直し経過 4

第2章 子ども・子育てを取巻く現状

- 1 社会的な状況 5

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 9
- 2 施策の体系 9
- 3 施策の体系図 10

第4章 施策の展開

- 施策の展開 13
- 子どもの貧困対策に関連する事業一覧 14
- 子どもの貧困対策に関連する追加事業 16

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定 19
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 19
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び
その実施時期 20
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び
その実施時期 24

1 見直しの趣旨と国の動向

本市では、平成27年3月に平塚市子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。）を策定しました。事業計画策定から3年経過することから、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、見直すものです。

基本指針において、法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当初の事業計画により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、事業計画の見直しが必要としています。そのため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村事業計画の見直しを行うこととされています。

本市では、中間年の見直しとして、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容について見直すとともに、社会的課題となっている子どもの貧困対策を本事業計画に位置づけることとしました。

国は平成25年度から「待機児童解消加速化プラン」を掲げ、保育所整備、保育士確保、子ども・子育て支援新制度などの取組を進め、平成29年度末までに待機児童の解消を目指してきました。しかしながら、経済的不況による社会情勢や就労形態の変化等によって、保育所の入所希望児童が増加傾向にあります。このことから、平成30年度から平成34年度までの新たなプランとして、「子育て安心プラン」を掲げ、平成32年度末までの待機児童解消に向けて、保育の受け皿の拡大、保育人材確保、保育の質の確保などの支援施策を進めています。



2 見直し事項

先述したとおり、社会情勢の変化に伴う保育ニーズの急速な増加などにより、計画した量の見込みと実態に大きく乖離が生じたため、平成30・31年度について、見直しを行いました。また、見直しにあたっては、子どもの人口を改めて推計しました。

(1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容 ●●●●●●●●

計画時よりも教育・保育ニーズ量が増加傾向にあります。このため、計画した量の見込みと実態に大きく乖離が生じました。この傾向からニーズ量を予測して、提供体制の確保内容を見直しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容 ●●●●●●●●

計画した量の見込みと実態に乖離があると判断した事業については、必要に応じて見直しを行うことと国から示されています。これまでの実績、動向などを考慮して、確保内容を見直しました。

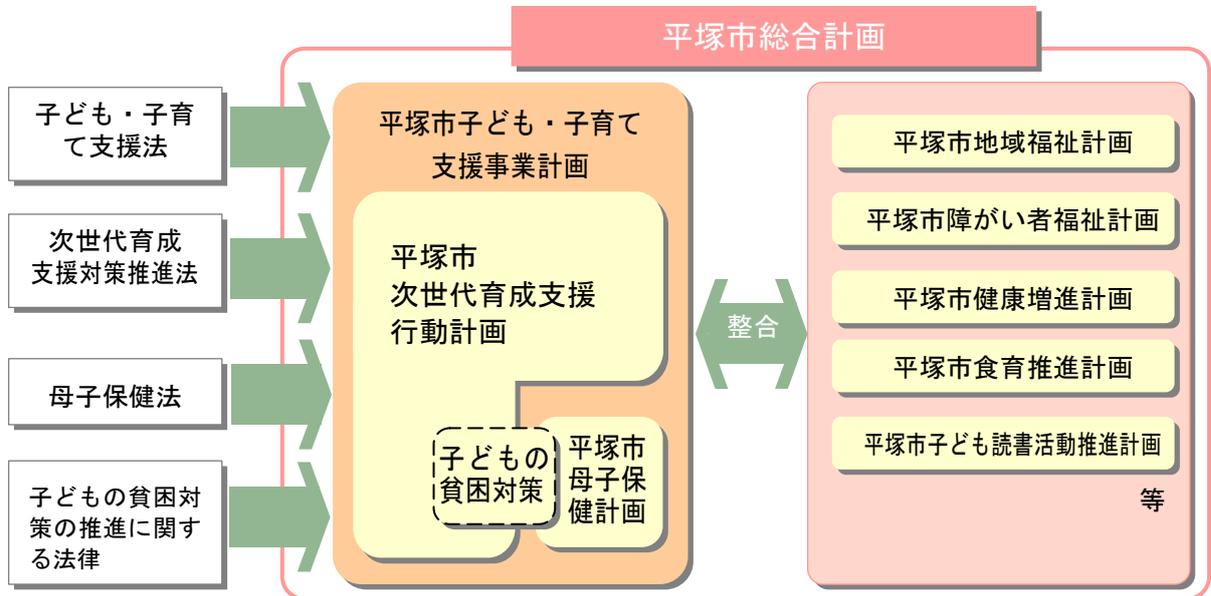
3 追加事項

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定において、地方公共団体は、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとしています。本市では、これまでも子どもの貧困対策に関連する様々な支援事業を実施しています。事業計画における未記載事業を追加し、その追加事業とともに既に基本施策として記載している事業を「子どもの貧困対策」として事業計画に位置づけることとしました。

1 計画の位置づけ

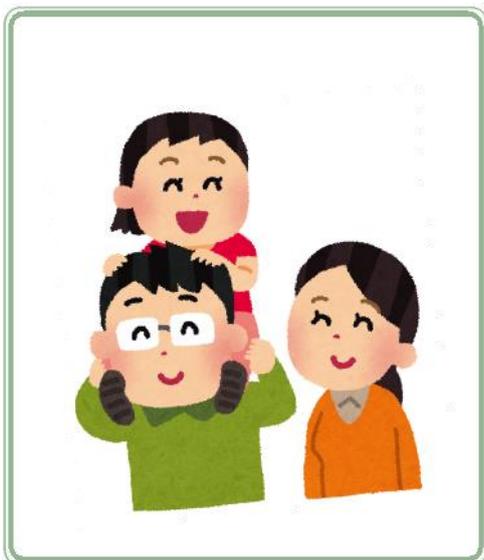
この計画は、「平塚市総合計画」の実現を目指し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられ、また、「次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画」を内包する計画として策定しているとともに、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」、さらに、今回の見直しにおいて、子どもの貧困に対する支援について、「子どもの貧困対策」として位置づけられるものです。

【 計画の位置づけ 】



1 基本理念

本計画は、平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承するとともに、平塚市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めています。



いきいき子育て のびのび子育て
ちいきで育む
いのちきらめく 我がまち ひらつか

本市では、「いのちを大切に作る心」をキーワードに、平塚に住む全ての子どもたち、全ての子育て家庭の幸せを願い、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有することを認識し、市民、関係機関・団体、企業と連携しながら、家庭や地域において子育ての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるように上に掲げた基本理念に基づき計画を進めていきます。

【基本理念の見直しはありません。】

2 施策の体系

今回、子どもの貧困対策を計画に位置づけるにあたり、次ページの「3 施策の体系図」に、関連する事業を掲載しています。

対象となる事業については、事業名の後ろに「(困)」と表示しています。また、事業一覧と追加した事業の概要を、第4章「施策の展開」に掲載しています。

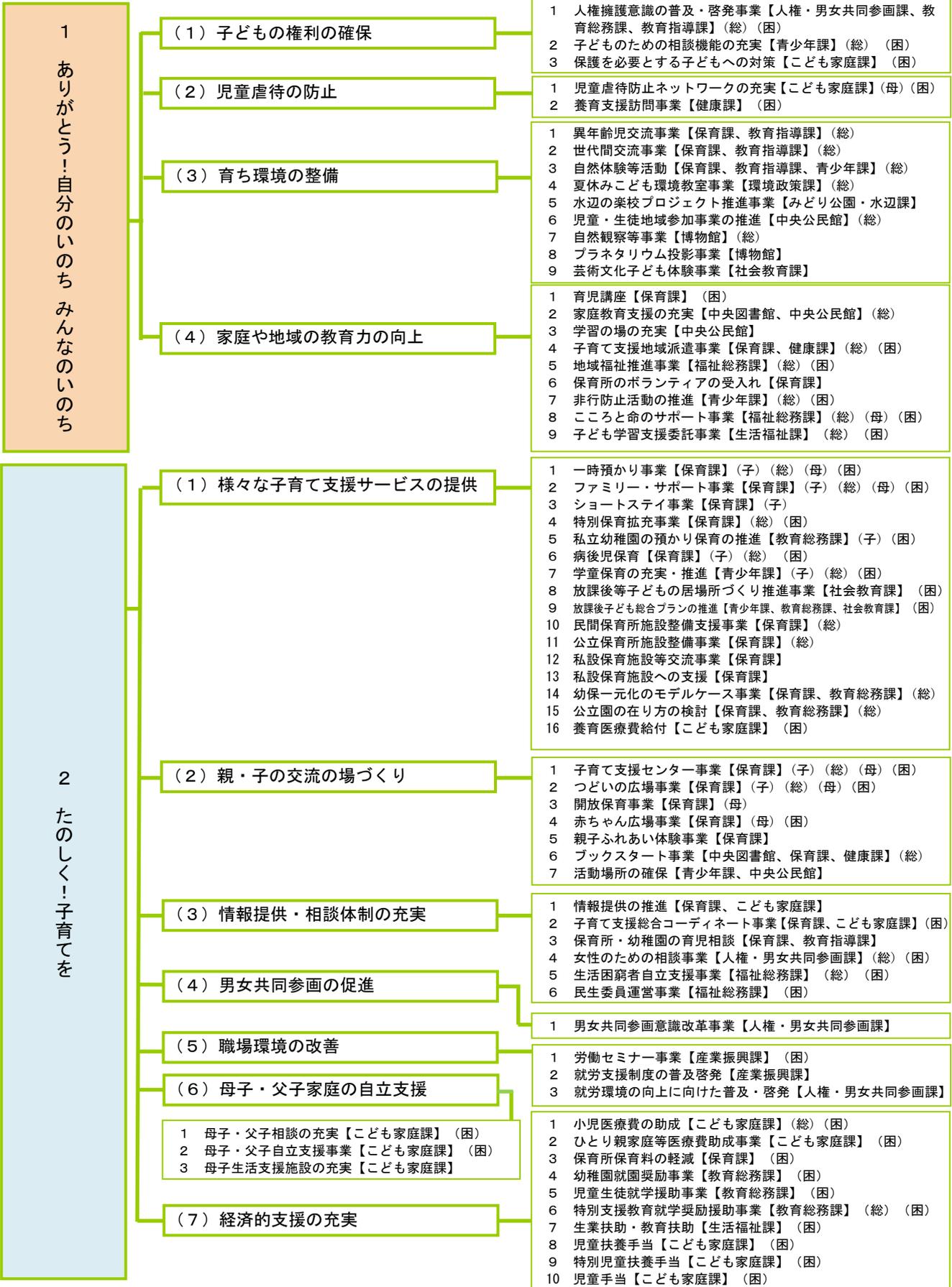
3 施策の体系図

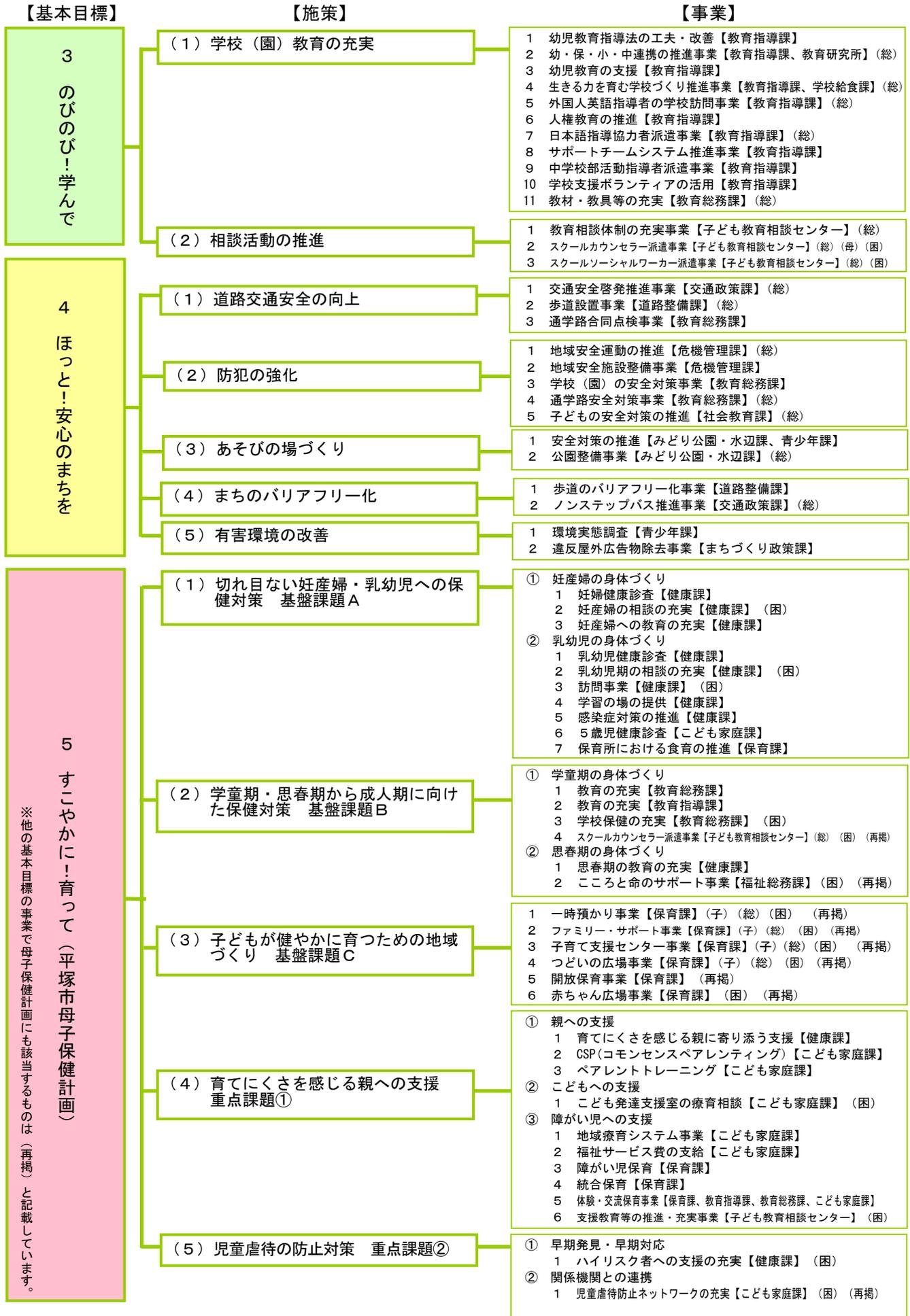
(子) : 「子ども・子育て支援事業計画」で定められている事業
 (総) : 「平塚市総合計画」で位置づけられている事業
 (母) : 「平塚市母子保健計画」に関連する事業
 (困) : 「子どもの貧困対策」に関連する事業

【基本目標】

【施策】

【事業】





※他の基本目標の事業で母子保健計画にも該当するものは（再掲）と記載しています。

5つの基本目標の実現に向けて、23の施策の方向に基づき、今後の平塚市の基本施策（市の取組み）を定め、計画を推進しています。

本章では、中間年の見直しに併せて、「子どもの貧困対策」として位置づけた事業一覧と追加した事業を掲載します。



子どもの貧困対策に関連する事業一覧

施策の体系から子どもの貧困対策に関連する事業を抜粋しています。

基本目標	施策	事業
1	ありがとう！自分のいのち みんなのいのち	(1) 子どもの権利の確保
		1 人権擁護意識の普及・啓発事業
		2 子どものための相談機能の充実
		3 保護を必要とする子どもへの対策
		(2) 児童虐待の防止
		1 児童虐待防止ネットワークの充実
		2 養育支援訪問事業
		(4) 家庭や地域の教育力の向上
		1 育児講座
		4 子育て支援地域派遣事業
		5 地域福祉推進事業
		7 非行防止活動の推進
		8 こころと命のサポート事業
9 子ども学習支援委託事業 【追加事業】		
2	たのしく！子育てを	(1) 様々な子育て支援サービスの提供
		1 一時預かり事業
		2 ファミリー・サポート事業
		4 特別保育拡充事業
		5 私立幼稚園の預かり保育の推進
		6 病後児保育
		7 学童保育の充実・推進
		8 放課後等子どもの居場所づくり推進事業
		9 放課後子ども総合プランの推進
		16 養育医療費給付 【追加事業】
		(2) 親・子の交流の場づくり
		1 子育て支援センター事業
		2 つどいの広場事業
		4 赤ちゃん広場事業
		(3) 情報提供・相談体制の充実
		2 子育て支援総合コーディネート事業
		4 女性のための相談事業
		5 生活困窮者自立支援事業 【追加事業】
		6 民生委員運営事業 【追加事業】
		(5) 職場環境の改善
1 労働セミナー事業		

	(6) 母子・父子家庭の自立支援	1 母子・父子相談の充実
		2 母子・父子自立支援事業
	(7) 経済的支援の充実	1 小児医療費の助成
		2 ひとり親家庭等医療費助成事業
		3 保育所保育料の軽減
		4 幼稚園就園奨励事業
		5 児童生徒就学援助事業
		6 特別支援教育就学奨励援助事業 【追加事業】
		7 生業扶助・教育扶助 【追加事業】
		8 児童扶養手当 【追加事業】
		9 特別児童扶養手当 【追加事業】
	10 児童手当 【追加事業】	
3 のびのび! 学んで		
	(2) 相談活動の推進	
		2 スクールカウンセラー派遣事業
		3 スクールソーシャルワーカー派遣事業 【追加事業】
5 すこやかに! 育て (平塚市母子保健計画)		
	(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題 A	
		①-2 妊産婦の相談の充実
		②-2 乳幼児期の相談の充実
		②-3 訪問事業
	(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 基盤課題 B	
		①-3 学校保健の充実
		①-4 スクールカウンセラー派遣事業 (再掲)
		②-2 こころと命のサポート事業 (再掲)
	(3) 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題 C	
		1 一時預かり事業 (再掲)
		2 ファミリー・サポート事業 (再掲)
		3 子育て支援センター事業 (再掲)
		4 つどいの広場事業 (再掲)
		6 赤ちゃん広場事業 (再掲)
	(4) 育てにくさを感じる親への支援 重点課題①	
		②-1 こども発達支援室の療育相談
		③-6 支援教育等の推進・充実事業
	(5) 児童虐待の防止対策 重点課題②	
		①-1 ハイリスク者への支援の充実
	②-1 児童虐待防止ネットワークの充実 (再掲)	

子どもの貧困対策に関連する追加事業

基本目標 1 ありがとう！自分のいのち みんなのいのち

施策 4 家庭や地域の教育力の向上

No	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 9	(総) (困) 子ども学習支援 委託事業	将来の自立に向けた高等学校進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学2、3年生に学習の支援をします。	生活福祉課
		今後の取組み	
		対象学年を中学1年生まで拡大と実施場所の増設を検討します。	

基本目標 2 たのしく！子育てを

施策 1 様々な子育て支援サービスの提供

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 16	(困) 養育医療費給付	子どもが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めたとときの医療費を公費で助成します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	

施策 3 情報提供・相談体制の充実

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 5	(総) (困) 生活困窮者自立 支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他包括的な支援を実施します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 6	(困) 民生委員運営事 業	地域福祉の推進のため、地域と行政とのパイプ役としての役割を果たす民生委員・児童委員を積極的に支援します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		定例会や研修等で、民生委員・児童委員の情報共有や資質向上の支援を継続します。	

施策 7 経済的支援の充実

No	事業名	事業の概要	担当課
2(7) 6	(総) (困) 特別支援教育就学奨励援助事業	特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	教育総務課
		今後の取組み	
		引続き、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
2(7) 7	(困) 生業扶助・教育扶助	対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代等を援助します。	生活福祉課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
2(7) 8	(困) 児童扶養手当	ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚、父または母の死亡などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
2(7) 9	(困) 特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図るため、精神、知的または身体障害等(内部障害を含む)で、政令に定める程度以上の障害にある20歳未満の児童について、手当を支給します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
2(7) 10	(困) 児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、0歳から15歳到達後最初の3月31日までの児童について、手当を支給します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	

基本目標3 のびのび！学んで

施策2 相談活動の推進

No	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 3	(総) (困) スクールソーシャルワーカー派遣事業	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校へ派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		スクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣し、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図ります。	



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」（利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされています。

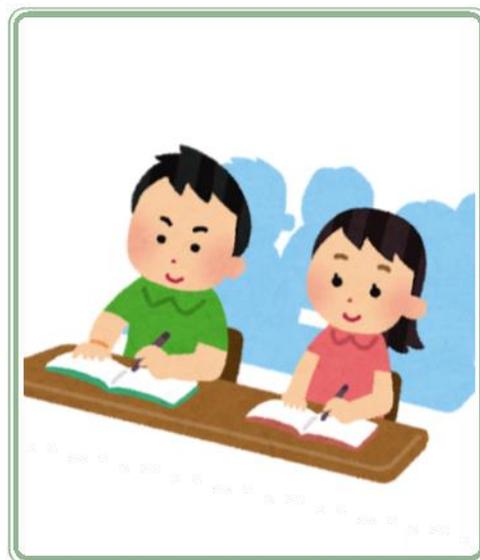
1 教育・保育提供区域の設定

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定しています。

[見直しはありません。]

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、中間年の見直しでは、平成27・28・29年度の実績や再推計した子どもの人口等から、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。



3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 量の見込み並びに提供体制の確保内容の中間年の見直し・・・・・・・・

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、子ども・子育て支援法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当初計画により定められた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要としています。そのため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととしています。

大きく乖離している場合の解釈として、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合（実績値/量の見込み \leq 90%、110% \leq 実績値/量の見込みとなる場合）には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則として見直しが必要とされました。また、10%以上の乖離がない場合についても、①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合、または、②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には、「大きく乖離している場合」に準じて、見直しを行うものとされました。

なお、形式的に上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には見直しを行わないこともでき、上記に該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えないとしています。

【 本市の状況 】

平成28年4月1日時点

	1号認定 (3歳以上教育希望)	2号認定 (3歳以上保育必要)	3号認定 (1・2歳保育必要)	3号認定 (0歳保育必要)
割合	85.4%	124.7%	95.4%	79.4%
実績値	3,303人	2,440人	1,326人	223人
量の見込み	3,868人	1,956人	1,390人	281人

※2号認定、3号認定の実績値には認可外保育施設を利用している児童を含みます。

本市は、1号認定、2号認定、3号認定（0歳）が「大きく乖離している場合」に該当するため、見直しが必要となります。3号認定（1・2歳）を含め、これまでの動向などを考慮して、量の見込みを改めて算出するとともに提供体制の確保を図るため、平成30・31年度について見直しを行いました。

【平成28年度実績】

		平成28年度				
		1号	2号	3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
児童数		6,051人		3,769人	1,764人	
需要率		54.6%	38.9%	34.2%	12.5%	
ニーズ量		3,303人	2,352人	1,290人	220人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	835人	2,141人	1,120人	374人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,670人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人
	提供量合計		4,505人	2,141人	1,120人	374人
過不足分（提供量－ニーズ量）		1,202人	▲211人	▲170人	154人	

【平成29年度実績見込み】

		平成29年度				
		1号	2号	3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保 育が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
児童数		5,909人		3,776人	1,707人	
需要率		54.3%	40.6%	38.2%	15.5%	
ニーズ量		3,206人	2,398人	1,443人	264人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	955人	2,189人	1,136人	380人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,430人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業地域枠)		0人	0人	14人	5人
	提供量合計		4,385人	2,189人	1,150人	385人
過不足分（提供量－ニーズ量）		1,179人	▲209人	▲293人	121人	

※ 企業主導型保育事業地域枠：企業が従業員の子ども向けに設置した保育施設において、施設の判断で、定員の一部に従業員以外の子どもを受け入れるものです。

【平成30年度：見直し】

		平成30年度				
		1号	2号	3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
児童数推計		5,823人		3,727人	1,674人	
需要率		54.0%	42.3%	40.5%	17.6%	
ニーズ量の見込み		3,147人	2,466人	1,511人	295人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	955人	2,409人	1,367人	380人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,430人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業地域枠)		0人	0人	14人	5人
	提供量合計		4,385人	2,409人	1,381人	385人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,238人	▲57人	▲130人	90人	

※ 需要率：児童数推計値に対する各ニーズ量の見込みの割合。

※ 平成30・31年度の提供量は、基準の範囲内で定員以上の受入れを行う分も見込んだものです。

【平成31年度：見直し】

		平成31年度				
		1号	2号	3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
児童数推計		5,867人		3,661人	1,641人	
需要率		53.8%	44.0%	42.8%	19.7%	
ニーズ量の見込み		3,155人	2,584人	1,568人	324人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	955人	2,598人	1,464人	399人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,430人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	0人	0人	76人	0人
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業地域枠)		0人	0人	28人	7人
	提供量合計		4,385人	2,598人	1,568人	406人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,230人	14人	0人	82人	

【0～2歳の保育利用率】(平成27・28年度は実績、29年度は実績見込み、30・31年度は見直し)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童数推計	5,576人	5,533人	5,483人	5,401人	5,302人
提供量合計	1,429人	1,494人	1,535人	1,766人	1,974人
保育利用率	25.6%	27.0%	28.0%	32.7%	37.2%

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

教育・保育施設等の利用者負担額については、地方公共団体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

[見直しはありません。]

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●

待機児童解消加速化プラン（平成29年度まで）に続く子育て安心プラン（平成30年度から）による保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかし、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

[見直しはありません。]

平塚市子ども・子育て支援事業計画 中間年見直し版

平成30年2月

発行：平塚市 健康・こども部 保育課
〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号 本館1階

電話：0463-21-9842（子育て支援担当）

0463-21-9612（保育担当）

0463-21-8555（運営整備担当）

F A X：0463-21-9738